

1 新型インフルエンザ等対策の目的

① 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等の時間を確保
- ・ ピーク時の患者数を少なくして医療の負荷を軽減。医療のキャパシティを超えないよう医療提供体制を強化し、患者へ適切な医療を提供

② 県民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えにより、県民生活及び社会経済の安定を確保

2 新型インフルエンザ等対策の時期区分

・ 「準備期」「初動期」「対応期」の3つの時期に区分

- ・ 「対応期」では、「封じ込めを念頭に対応する時期」「病原体の性状等に応じて対応する時期」「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」に区分し、それぞれの時期に応じた対策を講じる。

3 対策項目に共通する横断的視点

(1) 人材育成

感染症危機管理における対応能力の向上のため、訓練・研修等を通じた幅広い人材の育成に取り組む。

- ・ 県立医科大学や県医師会・県看護協会等関係機関と連携した人材の育成・確保
- ・ 保健所や衛生研究所等の職員を対象とした研修・訓練による感染症有事体制を構成する人員（IHEAT要員を含む。）の育成

(2) 国、県、市町村及び関係機関の連携

感染症に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等のため、平時から国、県、市町村、関係機関の連携体制を整備する。

- ・ 平時から意見交換や共同の訓練等を実施し、対策の立案・実施に当たっての連携体制を不断に確認・改善
- ・ 自治体の境界を越えた人の移動、感染の広がり等を踏まえた広域的な連携体制・ネットワークの構築

1

3 対策項目に共通する横断的視点（続き）

(3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

国のDX推進の取組を踏まえ、業務負担の軽減や関係者の連携強化に向けて必要な環境整備等に取り組む。

- ・ 予防接種事務のデジタル化・全国ネットワークの構築に向けた標準化
- ・ 将来的な電子カルテと発生届の連携による医療機関の負担軽減

(4) 研究開発等への協力

有事におけるワクチンや診療薬・治療薬等の早期実用化に向けて、平時から研究開発等の取組に協力する。

- ・ 国及びIHSが医療機関や大学等と連携して促進を図る研究開発等への協力

4 新型インフルエンザ等対策における留意事項

- ・ 訓練等を通じた不断の点検・改善や、迅速な初動体制の整備など、**平時の備えの整理や充実**を進める。
- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、**柔軟かつ機動的に対策を切り替える**。
- ・ **基本的人権の尊重に留意**し、偏見・差別による人権侵害の防止に取り組むとともに、行動制限等の自由・権利に制限を加える場合には、必要最小限のものとし、県民等への十分な説明を行う。

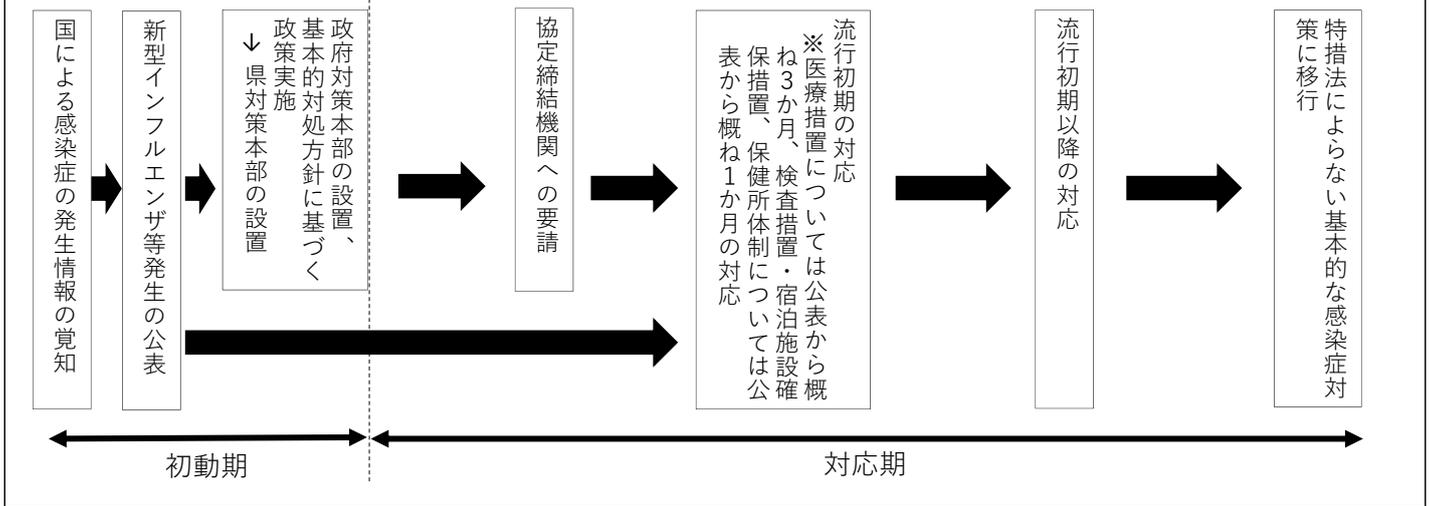
5 実効性確保のための取組

- ・ 本県行動計画に掲げる対策等の取組状況（検査・医療提供体制の整備、個人防護具等の備蓄状況等）の進捗管理を行い、連携協議会等の意見も聴きながら定期的なフォローアップを行う。
- ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の見直し等を踏まえ、本県行動計画の必要な改定を行う。

行動計画における時期区分について

区分	準備期	初動期	対応期
各期の説明	<p>▶ 新型インフルエンザ等が発生する前の時期</p> <p>(研修・訓練の実施、人材育成、平時の感染症サーベイランスの実施、協定の締結による医療提供・検査実施等の体制確保 などを実施)</p>	<p>▶ 国が感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部が設置された後、基本的対処方針が定められ、それに基づく対策が実行されるまでの時期</p> <p>(全数把握、感染症指定医療機関による対応、相談対応、積極的疫学調査などを開始)</p>	<p>▶ 基本的対処方針に基づく対策を講じる時期</p> <p>▶ その中でも以下の時期に区分し、それぞれの時期に応じて対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 封じ込めを念頭に対応する時期 ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

【初動期から対応期にかけての対応の流れ】



行動計画に定める各対策項目における主な取組

【対策項目：①実施体制】

《概要》

あらかじめ関係機関の役割を整理し、有事の際に機能する指揮命令システムの構築、組織体制の編成や人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行うとともに、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。有事においては、平時の準備に基づき、的確な政策判断とその実行により、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

《準備期》

- ・ 福島県新型インフルエンザ等対策推進会議や福島県感染症対策連携協議会での議論を踏まえ、行動計画を作成・変更
- ・ 業務継続計画の作成・変更
- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備えた研修や訓練の実施、人材の確保や育成
- ・ 国や市町村等の関係機関との連携強化及び役割分担調整

《初動期》

- ・ 福島県新型インフルエンザ等対策本部の設置、県内発生に備えた基本方針の決定
- ・ 庁内対策本部及び保健所体制の強化
- ・ 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

《対応期》

- ・ 平時の準備や初動期に収集した情報に基づく適切な新型インフルエンザ等対策の実施
- ・ 市町村、医療機関、その他の関係機関に対して、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他措置に関する必要な総合調整を実施（特措法24条第1項、感染症法第63条の3第1項）
- ・ 特定新型インフルエンザ対策の事務の代行（特措法第26条の2第1項、第2項）
- ・ 必要に応じたまん延防止等重点措置の公示に係る国への要請（特措法第31条の6第6項）
- ・ 緊急事態宣言がなされた場合における市町村対策本部の設置（特措法第34条第1項）

【対策項目：②情報収集・分析】

《概要》

平時から効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。実際の発生時には、国やJIHS等と連携し、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、県民生活及び社会経済に関する情報等を収集することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげる。

《準備期》

- ・ 国及びJIHSとの連携による情報収集体制の整備
- ・ 新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練の実施
- ・ 国がJIHS等と連携して実施する訓練への参加等を通じた情報収集・分析体制の運用確認
- ・ DXの推進を踏まえた、迅速かつ効果的に情報を収集・分析する方策の検討

《初動期》

- ・ 国及びJIHSが行うリスク評価に基づく感染症対策の迅速な判断
- ・ 国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策に関する県民等への迅速な提供・共有

《対応期》

- ・ 情報収集・分析に基づくリスク評価と体制強化
- ・ 感染症危機の状況に応じた情報収集・分析手法の検討及び実施

5

【対策項目：③サーベイランス】

《概要》

新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築を行うとともに、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する。発生時には、国やJIHS等と連携した有事の感染症サーベイランス及びリスク評価により、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

《準備期》

- ・ 国・JIHSとの連携による平時の感染症サーベイランスの実施、県民等への情報提供・共有
- ・ 新型インフルエンザ等の発生の監視
- ・ 感染症サーベイランスに関する研修や訓練の実施を通じた人材の育成

《初動期》

- ・ 有事の感染症サーベイランス（患者発生、疑似症、入院、病原体ゲノム等）の開始
- ・ サーベイランスから得られた感染症の特徴や病原体の性状等の情報共有

《対応期》

- ・ 国やJIHSと連携し、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況に応じたサーベイランスの実施
- ・ 流行状況やリスク評価に基づく、柔軟かつ機動的な感染症対策の切り替え
- ・ リスク評価に基づき、全数把握から適切な感染症サーベイランス（定点把握等）へ切替

6

【対策項目：④情報提供・共有、リスクコミュニケーション】

《概要》

平時から県民等の感染症に対する意識の把握に努め、感染症危機への理解を深めるとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、県民等、市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、県民等が適切に判断・行動できるよう取り組む。

《準備期》

- ・ 感染症に関する基本的情報や感染対策等の分かりやすい情報提供・共有
(特に保育施設や学校等集団感染のリスクがある施設、高齢者施設等重症化リスクが高い施設への情報提供・共有)
- ・ 偏見・差別等、偽・誤情報に関する啓発、偏見・差別をなくすための人権教育
- ・ 県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、外国人、障がい者等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有媒体や方法の整理
- ・ 双方向的コミュニケーションの体制整備や取組の推進

《初動期》

- ・ 迅速かつ一体的な情報提供や、高齢者、こども、外国人、障がい者等配慮が必要な県民等への情報提供
- ・ コールセンターの設置等
- ・ 県民の関心を把握し、双方向的コミュニケーションを推進
- ・ 偏見・差別、偽・誤情報等への適切な対応

《対応期》

- ・ リスク評価に基づく対応方針の決定・見直し
- ・ 感染拡大防止に向けた、可能な限り科学的根拠等に基づく情報提供

7

【対策項目：⑤水際対策】

《概要》

帰国者等の検疫措置の強化や、検疫飛行場及び検疫港の集約化、船舶・航空機の運航制限の要請、入国制限の水際対策を行う国との連携を図ることにより、国内・県内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、県内における医療提供体制等を確保するなど、感染症危機に対応する準備に必要な時間を確保する。平時には国等の関係機関に協力するとともに、発生時には国の決定を踏まえ、居宅等待機者への健康監視や県民等への注意喚起を行う。

《準備期》

- ・ 国が実施する水際対策の実効性が高まるよう、関係機関とともに訓練等に協力
- ・ 検疫法に基づく措置が円滑に実施されるよう、国及び保健所設置市との連携体制の構築に協力

《初動期》

- ・ 特定検疫港等の集約など、検疫措置の強化に関する情報収集
- ・ 国からの指導・調整を踏まえた、検疫実施空港・港及びその周辺における警戒活動等の実施
- ・ 国が行う感染症危険情報の発出や渡航の中止等の注意喚起の内容について、県民等への注意喚起を実施
- ・ 国が検疫措置の強化に伴い実施する検査の体制整備に向けた検疫所との連携
- ・ 検疫所からの通知に基づく居宅等待機者等に対する健康監視の実施

《対応期》

- ・ 県内の感染状況の悪化などにより、健康監視の適切な実施が困難な場合における国への代行要請

8

【対策項目：⑥まん延防止】

《概要》

必要なまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制において対応可能な範囲内に収めることにつなげる。まん延防止対策の効果と社会経済活動への影響を総合的に勘案して、機動的に対策の見直しを行う。

《準備期》

- ・ 新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容（感染対策や不要不急の外出自粛、休業の要請等）とその意義の周知広報
- ・ 県民一人一人の協力の重要性や対策強化についての理解促進

《初動期》

- ・ 感染症法に基づく患者（入院勧告・措置等）や濃厚接触者（外出自粛要請、健康観察の実施等）への対応の確認
- ・ 業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備

《対応期》

- ・ 感染症法に基づく患者への対応（入院勧告等）や濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置
- ・ 地域の実情に応じた外出自粛や移動自粛の要請
- ・ 事業者に対する感染対策の徹底や健康管理、テレワーク等の協力要請
- ・ 病院、高齢者施設等に対する感染対策の強化の要請
- ・ 特措法に基づくまん延防止等重点措置の公示や、緊急事態宣言の実施に係る国への要請の検討及び実施
- ・ まん延防止等重点措置の対象業態・事業者に対する営業時間の変更の要請（特措法第31条の8第1項）
- ・ 緊急事態措置における施設管理者等に対する施設の使用制限や停止等の要請（特措法第45条第2項）
- ・ 必要に応じた学校の臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖又は休校）等の要請（学校保健安全法第20条）

9

【対策項目：⑦ワクチン】

《概要》

県及び市町村は、医療機関や事業者や関係団体等とともに、平時から接種体制や実施方法について準備を進める。また、発生時には事前の計画を踏まえつつ、接種会場や医療従事者の確保などの体制を構築し、接種を行う。

《準備期》

- ・ 感染症の基礎研究から治験等臨床研究における人材育成及び感染症医療機関等での研究開発支援
- ・ ワクチンの流通や分配体制の構築における市町村との連携
- ・ 住民接種の接種体制の構築準備（医療従事者、会場、周知・予約等の具体的な実施方法の整理など）
- ・ 特定接種の対象となる事業者登録に係る周知・協力、接種体制の構築（国によるプレパンデミックワクチン製造・備蓄、パンデミックワクチンの確保に向けた調整）
- ・ 国が推進するDXの活用による、迅速かつ正確な接種記録等の管理に向けた準備

《初動期》

- ・ ワクチン接種に係る情報収集・共有
- ・ 副反応を含めた接種に関する相談対応体制の整備、相談窓口の周知
- ・ 接種体制の構築
- ・ 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討（医療関係者への協力要請）

《対応期》

- ・ ワクチン等の流通体制の構築
- ・ 特定接種の実施（国が特定接種を実施することを決定した場合）
- ・ 接種開始及び接種体制の拡充
- ・ ワクチンの安全性や副反応疑いに関する情報収集・提供
- ・ 予防接種やワクチンに関する県民の理解促進に向けた情報提供
- ・ 避難先自治体による円滑なワクチン接種への対応

【対策項目：⑧医療】

《概要》

健康被害を最小限にとどめ、県民が安心して生活を送ることができるとともに、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続できるよう、平時から予防計画及び医療計画に基づき感染症医療の提供体制を確保するとともに、有事には病原性や感染性等の変化に機動的かつ柔軟に対応する。

《準備期》

- ・ 県民等からの相談対応体制の準備及び周知
- ・ 医療措置協定の締結等による医療提供体制の整備
- ・ 協定の締結による宿泊療養施設の確保と運営方法等の整理
- ・ 感染症に対応できる医療人材の確保、研修や訓練の実施を通じた人材育成
- ・ 医療機関への施設・設備整備支援等を通じた対応体制の強化
- ・ 連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関等の関係機関と連携した医療提供体制の確保
- ・ 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保、関係者との平時からの協議

《初動期》

- ・ 感染症指定医療機関における患者受入体制の確保
- ・ 医療提供体制の確保に向けた協定締結医療機関への要請準備
- ・ 相談センターの整備

《対応期》

- ・ 医療措置協定に基づく医療提供（病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援、医療人材の派遣）（流行初期・流行初期以降）
- ・ G-MISによる確保病床数・稼働状況、病床使用率、ひっ迫状況等の把握による入院調整
- ・ 救急車両の適正利用に関する周知
- ・ 相談センターの強化
- ・ 国が示す基準や地域の感染状況、医療提供の状況を踏まえた医療提供体制の拡充、療養先の振り分け

11

【対策項目：⑨治療薬・治療法】

《概要》

平時から医療機関等と連携し、国が主導する治療薬・治療法の研究開発への協力や、国及びJIHSが示す情報等に基づき治療薬・治療法を活用できる体制の構築を図る。

《準備期》

- ・ 国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、県内の医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力
- ・ 最新の知見等も踏まえた計画的かつ安定的な抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（新型インフルエンザの場合）

《初動期》

- ・ 新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の研究開発動向や臨床情報等に関する知見の共有
- ・ 治療薬の流通管理及び適正使用の要請
- ・ （新型インフルエンザの場合）患者の同居者や医療従事者等に対して必要に応じた抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施

《対応期》

- ・ 医療機関や薬局に対する治療薬や対症療法薬の適切な使用の要請、適正な流通の指導
- ・ 治療薬が必要な患者への公平な配分に向け、国と連携した円滑な流通の確保
- ・ （新型インフルエンザの場合）抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量や流通状況等を踏まえて必要な供給を行うため国へ配分を要請

12

【対策項目：⑩検査】

《概要》

新型インフルエンザ等の発生時に必要な検査が円滑に実施できるよう、平時から検査機器の維持や検査物資の確保、人材の確保を含めた準備を着実に進め、発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備する。また、国による検査実施の方針の変更にに基づき、地域の実情を踏まえて対応を見直す。

《準備期》

- ・ JIHSとの連携強化、検査の精度管理、研修や訓練の実施を通じた検査実施能力の確保
- ・ 民間検査機関との検査措置協定締結による検査体制の整備
- ・ 検査診断技術の研究開発の連携・協力

《初動期》

- ・ 衛生研究所や中核市保健所、協定締結検査機関による検査体制の立ち上げ

《対応期》

- ・ 検査体制の拡充、新たな検査方法等の医療機関等への普及
- ・ 病原体の性状や流行状況等によるリスク評価に基づく検査実施方針の見直し

【対策項目：⑪保健】

《概要》

県及び保健所設置市が効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所及び衛生研究所は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から情報提供・共有までの重要な役割を担う。平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。

《準備期》

- ・ 保健所及び衛生研究所の体制整備（応援人員の確保、健康危機対処計画・業務継続策定）
- ・ 研修・訓練の実施を通じた保健所や衛生研究所の人材育成
- ・ 全庁的な研修・訓練の実施による感染症危機への対応能力向上
- ・ 有事において陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合に備えた地域の体制の整備

《初動期》

- ・ 保健所及び衛生研究所の感染症有事体制への移行準備
（保健所の人員参集・受援準備、G-MISへの登録要請）
- ・ 保健所における相談窓口の整備、県民への情報提供・双方向的コミュニケーションの実施

《対応期》

- ・ 保健所及び衛生研究所の感染症有事体制への速やかな移行
- ・ 相談対応、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送の実施
- ・ 自宅又は宿泊療養施設で療養する患者等に対する健康観察・生活支援
- ・ 人員確保のための応援要請、県での一元化や外部委託等による保健所の業務効率化の支援
- ・ 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

【対策項目：⑫物資】

《概要》

感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずる。また、発生時において、感染症対策物資等の不足が懸念される場合は、国や製造・販売事業者と連携し、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

《準備期》

- ・ 県や市町村等における感染症対策物資等の備蓄
- ・ 医療機関に対する感染症対策物資等の備蓄の要請
- ・ 社会福祉施設に対する感染症対策物資の備蓄の呼び掛け

《初動期》

- ・ 医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認
- ・ 県備蓄物資の配布準備

《対応期》

- ・ 需給状況を踏まえ、個人防護具が不足するおそれのある医療機関へ県備蓄物資を配布
- ・ 緊急事態における備蓄物資等の供給に関する相互協力（特措法第51条）
- ・ 緊急事態措置の実施に必要な特定物資（医薬品等）の売渡し要請（特措法第55条第1項）

15

【対策項目：⑬県民生活及び社会経済の安定の確保】

《概要》

新型インフルエンザ等の発生時には、県民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があるため、事業者や県民等に必要な準備を勧奨する。発生時には、県民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

《準備期》

- ・ 業務継続計画策定の勧奨及び支援
- ・ 有事における柔軟な勤務形態等（オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等）の導入準備の勧奨
- ・ 新型インフルエンザ等への発生に備えた衛生用品や生活必需品等の備蓄勧奨
- ・ 市町村による生活支援を要する者への支援等の準備
- ・ 火葬体制の整備

《初動期》

- ・ 事業継続に向けた準備等の要請
- ・ 県民や事業者に対する生活関連物資等（食料品や生活必需品等）の安定供給に関する呼びかけ

《対応期》

- ・ 新型インフルエンザ等の発生・まん延及びまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮した施策（自殺対策、フレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）の実施
- ・ 市町村による生活支援を要する者への支援
- ・ 臨時休業の要請等がなされた場合における教育及び学びの継続に関する支援
- ・ 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪の予防・取締り
- ・ 生活関連物資等の価格の安定等に関する要請等（特措法第59条）
- ・ 国の要請等に基づく、埋葬・火葬の特例に関する対応（遺体の搬送の手配等）（特措法第56条）
- ・ 県民生活・社会経済活動の安定に向けた、県民や事業者に対する支援及び情報の提供や周知（必要な財政等の措置）

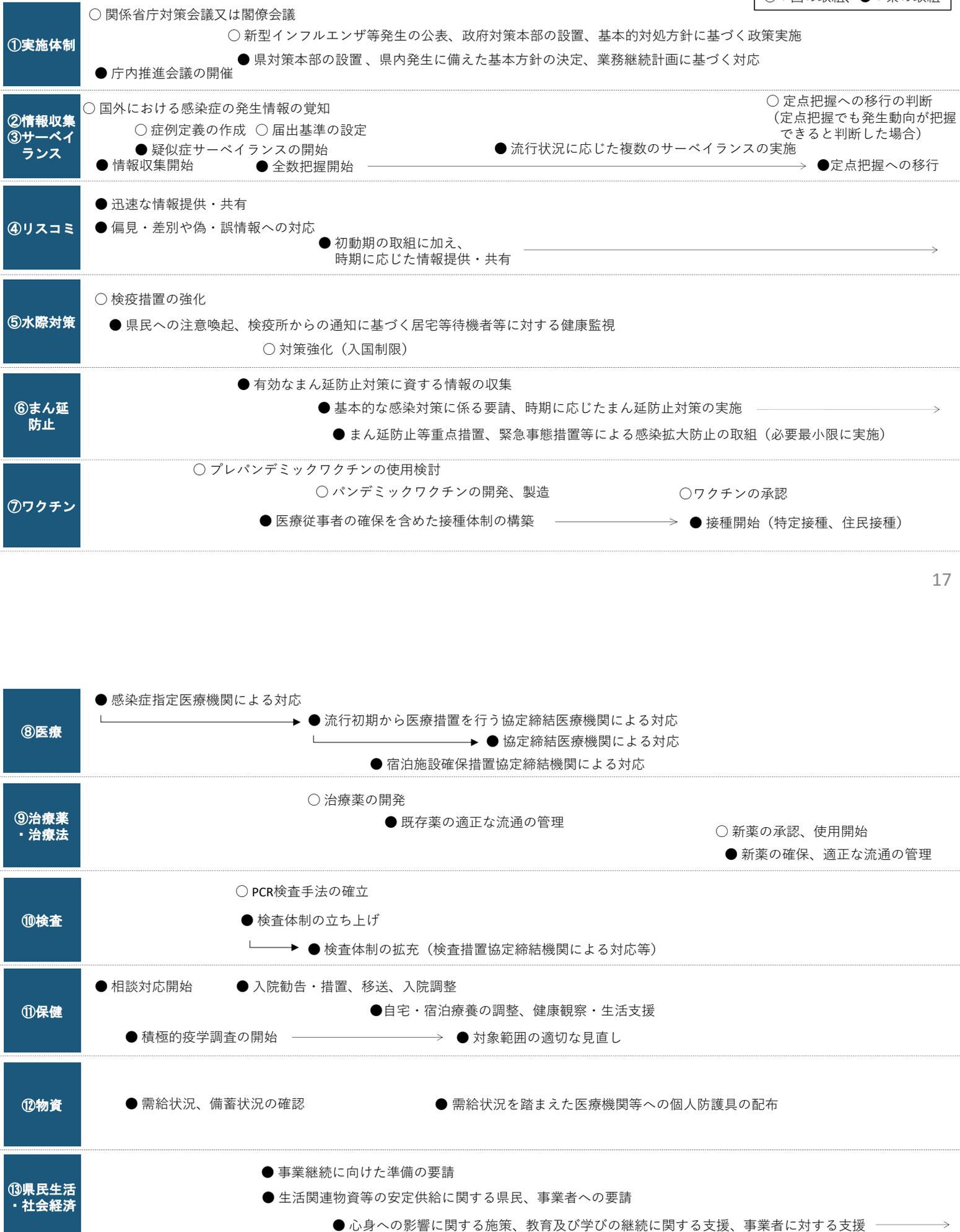
16

初動期から対応期における主な対応の流れ(イメージ)

初動期

対応期

○：国の取組、●：県の取組



17

(注) 感染症発生の情報覚知以降の対策の選択肢について、国のイメージに基づき大まかに示すもの。また、海外で疑わしい感染症が発生し、初動期はごく短期となり、国内での実際の患者発生は対応期となるケースを想定

18